

最低賃金の改定について

令和6年7月25日、厚生労働省の中央最低賃金審議会は、最低賃金引き上げの目安について全国加重平均1,054円、上昇額 50円の内容で答申をまとめました。これに準じて各地域別最低賃金額改定の目安も、全国加重平均1,054円、上昇額 50円と、過去最大であった昨年の引上げ幅を大きく上回る内容が予想されます。政府は、2030年代半ばまでに最低賃金の全国加重平均を1,500円になることを目指すと述べています。

①地域間経済格差を縮める

2021年から続く物価上昇による労働者の生活への影響を重視し、企業における賃金支払能力等も勘案して、引き上げ額の目安は過去最大の50円で、全国一律とされています。

賃金格差は大都市への人口流出を加速させ、地方の人手不足の深刻化に繋がっていました。引上げ額を全国一律にすることで、最低賃金による地域間の経済格差の是正を図ります。

一方で、最低賃金が大幅に上がることとなります。対策として、中小企業の生産性向上支援、価格適切な転嫁に向けた取り組みの強化や「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用の促進、被用者保険の適用拡大等の見直しへの取り組みも要望されています。

②最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき各都道府県ごとに賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、法律によって無効とされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には最低賃金額との差額を支払わなければなりません。最低賃金額以上を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

※例外的に、管轄の労働基準監督署へ最低賃金の除外申請をすることで免除できる制度もあります。

③最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種に関わりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。（パートタイマー、アルバイト、臨時社員、嘱託社員などの雇用形態の如何を問わず、全ての労働者に適用されます。）派遣労働者については、派遣先地域の最低賃金が適用されます。

④最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚祝金等の労務の対価にならないもの）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる臨時の賃金（賞与など）
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金（定額時間外手当等のみなし残業）

- (4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

（基準が曖昧で一律に支給されるものは最低賃金に含んで計算します）

なお、住宅手当は、最低賃金の対象となります。

⑤令和6年度最低賃金額改定目安（答申内容）

令和6年7月25日、中央最低賃金審議会にて、地域別の最低賃金額改定目安について、答申がまとめられました。

都道府県 (一部抜粋)	令和6年 最低賃金（答申）	引上げ額
東京	1,163	+50円
神奈川	1,162	+50円
埼玉	1,078	+50円
千葉	1,076	+50円
愛知	1,077	+50円
大阪	1,114	+50円

今後は、各地方最低賃金審議会でのこの答申を参考に、審議の上で答申し、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、**10月1日から10月中旬までの間に順次発効**される予定です。

⑥最低賃金額以上かどうかを確認する方法

- (1) 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
- (3) 月給制の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

【例】東京都 最低賃金が1,163円になると仮定
月平均所定労働日数 20日、所定労働時間 8時間

- ①基本給180,000円、②住宅手当10,000円
- ③家族手当10,000円 ④通勤手当 5,000円

月給205,000円から最低賃金の対象とならない
③家族手当、④通勤手当を除くと、対象額は
190,000円になります。

190,000円 \div 160時間=1,187.5円 $>$ 1,163円

この時期に今一度、社員、時給者等が最低賃金を上回っているか給与の確認をお願い致します。お困りごとがございましたら、是非エムケー人事コンサルティングまでご相談下さい。